

(目的)

第 1 条 本学会誌は、多様な文化の相互作用およびその関係性を多面的かつ動的に捉え、多文化関係学の構築と発展に寄与する研究成果の公刊を目的とする。

(名称)

第 2 条 本学会誌の名称を、『多文化関係学』とする。またその英文名称を *Multicultural Relations* とする。

(投稿資格)

第 3 条 本学会誌に投稿・寄稿できる者は、次の通りとする。

- (1) 筆頭著者は、本学会の個人会員・学生会員に限る。但し、前年度年次大会時において会員資格を有し、論文採択時には当該年度の会費を納入している者に限る。
- (2) 共著者は本学会の会員と共同研究を行う者に限る。但し、共著者の 2 分の 1 以上は本学会員とする。
- (3) その他学会誌編集委員長が適当と認めた者。

(内容)

第 4 条 以下の 4 要件を満たす原稿の掲載を優先する。

- (1) 文化性の視点 文化の対比・比較にとどまらず、多様な文化の相互作用に研究対象を広げたもの。この場合の「文化」とは国家を単位としたものに限らない。
- (2) 関係性の視点 当該文化の属性や特徴を明らかにすることにとどまらず、文化間のダイナミックな関係性に焦点をあてたもの。
- (3) 超領域性の視点 当該領域のみの適用にとどまらず、広く諸領域にわたる視点と応用により、多文化関係学の構築と発展を示唆する研究成果が提示されているもの。
- (4) パラダイムシフトへの配慮 上記の 3 視点に加え、パラダイムシフトが学術研究全般に与える影響に留意しつつ研究成果が論じられているもの。

(研究の倫理性)

第 5 条 研究倫理上問題があると判断される原稿は掲載しない。研究倫理のガイドラインは、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(文部科学省, 2014 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm) に基づくものとし、それに従って設定された所属機関の研究倫理審査の承認を受けることを基本とする。所属機関等で審査が行われていないなどの理由で承認を得ていない場合は、執筆要領にある所定の手続きを行う。

(重複投稿の禁止)

第 6 条 他媒体に未掲載または掲載予定のないものに限る。また、本学会誌への投稿と並行して他媒体へ重複投稿することはできない。審査後不採用となった原稿は、正式な通知の時点から他媒体への投稿・公刊が可能となる。

(投稿の種類)

第 7 条 本学会誌への投稿区分及び字数制限は以下の通りとする。投稿区分についての説明は、本規程の付録を参照のこと。字数については原則として投稿用テンプレートに則した形で設定し、特記しない限り、図表・注・参考文献等の論文構成要素すべてを含む。

- (1) 原著論文 (original article) 表紙+11~18 頁 (18,000~30,000 字以内に相当)
- (2) 探索的研究論文 (exploratory research article) 表紙+9 頁以内 (15,000 字以内に相当)
- (3) 総説研究 (review article) 表紙+18 頁以内 (30,000 字以内に相当)
- (4) 実践報告 (practical report) 表紙+9 頁以内 (15,000 字以内に相当)
- (5) 書評/映像・展示評 (book/film/exhibition review) 5 頁以内 (8,000 字以内に相当)

(特集)

第 8 条 編集委員会は、本学会誌の目的に合致した「特集」を設定することができる。特集の原稿については、本規程の付録に説明する。

(原稿執筆)

第 9 条 原稿の執筆に関しては、別に定める「多文化関係学会学会誌『多文化関係学 (Multicultural Relations)』執筆要領」によるものとする。

(投稿手続き)

第 10 条 原稿は、所定の投稿申込書類と共に下記の投稿先に電子メールで word 添付ファイル (テキストファイル) として送付する。何らかの事情により郵送等、別の投稿方法を希望する場合は、事前に編集委員会に問い合わせること。

なお、投稿申込書類には申込書のほかに以下も含む。

- (1) 著者全員：学士・修士・博士各課程における出身大学と指導教員名。これは、利害関係のある者による査読を防ぐために必要な情報であり、その内容は委員会外秘とする。投稿者の学歴・指導教員は、当該論文掲載可否の判断には何ら影響を及ぼさない。
- (2) 大学院生：本学会における口頭発表 (年次大会、地区研究会、広域研究会) の情報。口頭発表していない場合は、指導教員からの研究の意義を記したサポーティングレターおよび所定のチェックリスト。

(発行回数・時期)

第 11 条 原則として年 1 回発行する。

(投稿締切)

第 12 条 投稿締切は毎年 5 月 10 日とする。

(審査)

第 13 条 学会誌編集委員長が 1 編につき 2 名の査読委員を選出し、その査読結果に基づき学会誌編集委員会において掲載の可否を決定する。「書評/映像・展示評」については、編集委員会が内容の適切さや学会の目的に照らした妥当性にもとづき掲載の可否を判断する。審査の詳細に関する問い合わせには一切応じない。投稿原稿区分に関する最終決定は学会誌編集委員会が行う。なお、別に定める「多文化関係学会学会誌『多文化関係学 (Multicultural Relations)』執筆要領」に従わない投稿は不受理とし、審査の対象としない。

(原稿の返却)

第 14 条 投稿された原稿は採否に関わらず原則として返却しない。何らかの事情により、審査結果を待たずに投稿を取り消したい場合には、所定の書式により申し出た上で、学会誌編集委員長の承認を得るものとする。

(原稿料)

第 15 条 特別な場合を除き、原稿料・執筆料等の支払いは行わない。

(出版にかかわる追加費用)

第 16 条 図版・写真印刷、カラー印刷、校正等により追加費用が発生する場合には、必要に応じて実費を徴収する。

(別刷り)

第 17 条 別刷りを希望する場合、筆頭著者に対し実費で頒布する (30 部単位)。共著者が別刷りを希望する場合には、筆頭著者を通じて申し込むものとする。

(著作権および版権)

第 18 条 掲載された論文・記事の著作権は著者に、版権は当学会に属する。著者はまた、当学会による当該論文の電子化および公開 (委託を含む) を承諾するものとする。本学会誌に掲載された論文等を他の出版物・媒体で公刊する場合には、あらかじめ文書により学会誌編集委員長の承認を得なければならない。

(冊子体版・オンライン版双方への掲載承諾)

第 19 条 本学会誌には冊子体版と電子媒体版の 2 形態がある。投稿にあたっては、2 形態への掲載を承諾するものとする。

(規程の改廃)

第 20 条 この規定の改廃については、学会誌編集委員会の議を経て、委員長が原案を作成し理事会で審議するものとする。

(投稿・連絡先)

第 21 条 原稿の投稿先および連絡先は下記の通りである。

投稿原稿送付先 : email: jsmrsubm@js-mr.org

問い合わせ先 : 『多文化関係学』編集委員会

email: jsmr.editorialboard@gmail.com

住所 : 〒700-0005 岡山県岡山市北区理大町 1-1

岡山理科大学教育学部 奥西有理研究室

附則 1 この規程は、2003 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2 この規程は、2005 年 6 月 26 日から施行する。

附則 3 この規程は、2007 年 6 月 17 日から施行する。

附則 4 この規程は、2008 年 3 月 16 日から施行する。

附則 5 この規程は、2009 年 3 月 14 日から施行する。

附則 6 この規程は、2011 年 5 月 7 日から施行する。

附則 7 この規程は、2011 年 11 月 20 日から施行する。

附則 8 この規程は、2012 年 12 月 8 日から施行する。

附則 9 この規程は、2013 年 12 月 21 日から施行する。

附則 10 この規程は、2014 年 12 月 20 日から施行する。

附則 11 この規程は、2016 年 12 月 17 日から施行する。

附則 12 この規程は、2017 年 12 月 17 日から施行する。

附則 13 この規程は、2018 年 7 月 28 日から施行する。

附則 14 この規程は、2019 年 11 月 17 日から施行する。

附則 15 この規程は、2021 年 5 月 15 日から施行する。

附則 16 この規程は、2024 年 3 月 23 日から施行する。

[付録]

1. 投稿区分について

(ア) 原著論文 (original article)

【特徴】 独創性

【解説】 先行研究に基づく課題設定のもとに研究・分析を行い、その結果に基づいて結論を合理的に導出することで、多文化関係学に対して独創的な貢献をするもの。先行研究では扱われていないデータ・分析手法に基づく二次分析も含む。

【分量】 図表・注・参考文献すべて含め、11～18頁（日本語 18,000～30,000字相当）以内。

(イ) 探索的研究論文 (exploratory research article)

【特徴】 進取性

【解説】 独自の研究・調査に基づく新たな学術的問題や研究方法の提起を行い、暫定的結論を示すことで、多文化関係学において取り組むべき新たな論点を示すもの。

【分量】 図表・注・参考文献すべて含め、9頁（日本語 15,000字相当）以内。

(ウ) 総説研究 (review article)

【特徴】 総合性

【解説】 多文化関係に関連する既存研究の蓄積や動向を概観するとともに、今後の研究の方向性について論じるもの。

【分量】 図表・注・参考文献すべて含め 18頁（日本語 30,000字相当）以内。

(エ) 実践報告 (practical report)

【特徴】 情報共有

【解説】 多様な文化間の関係構築、あるいは多様な文化の遭遇によって派生する課題の解決に関する実践活動について報告し、会員間での情報共有を図るもの。

【分量】 図表・注・参考文献すべて含め9頁（日本語 15,000字相当）以内。

(オ) 書評／映像・展示評 (book/film/exhibition review)

【特徴】 批評性

【解説】 多文化関係学的内容を含む書籍・映像・展示に関する論評。対象となる書籍・映像・展示について、タイトルを冒頭に掲げた上で、その内容および著者独自のコメント、評価や見解を示す。

【分量】 図表・注・参考文献すべて含め5頁（8,000字相当）以内。

2. 特集原稿

特集の原稿には以下の種類が含まれる。「査読有」とされた論文以外の原稿については、編集委員会が内容の適切さや学会の目的に照らした妥当性にもとづき掲載の可否を判断する。

A) 「特集」テーマに基づき設定された、投稿論文と同区分の論文（査読有）

B) 年次大会等における基調講演、シンポジウム発表者の発表をもとにした寄稿論文や誌上採録

C) その他、特に編集委員会が掲載を認めたもの

(2024年3月23日理事会承認)

(使用言語)

第1条 原則として日本語または英語とする。なお、執筆者の母語でない言語で書かれた原稿(要旨を含む)は、執筆者の責任において当該言語を母語とする者にすべて校閲を受けた後提出し、提出の際には、校閲を受けた旨を示す書面を添付すること。

(形態)

第2条 ワードプロセッサ (MS-Word 等) を用いて作成された原稿であること。手書き原稿の投稿は認めない。

(匿名性)

第3条 査読の公平性を期すため、執筆者の氏名、所属などは表題ページ以外には一切含めないこと。論文中に執筆者の属性および執筆者が関わるプロジェクトやプログラムなどに関する記述がある場合は、それを伏せ字とすること。
例 「アンケートは〇〇大学において実施した。」

(文体)

第4条 口語体かつ達意の表現を用い、学術論文としてふさわしいものであること。

(表記)

第5条 論文中の表記は、使用言語が英語・日本語のいずれであるかに拘わらず、米国心理学会の規程に準拠するものとする。詳しくは、下記を参照のこと。
American Psychological Association. (2020). *Publication Manual of the American Psychological Association* (7th Ed.). Washington DC: Author.
(<https://apastyle.apa.org/> にポイントがまとめられている)
日本心理学会執筆・投稿の手引き (2022年版)
(<http://www.psych.or.jp/manual/> より無料ダウンロード可能)

- (1) 使用言語が日本語の場合、文献一覧においては上記書式に沿うよう、「。、」ではなく、「.、」を用いること(本文中の句読点は「。、」でよい)。
- (2) 使用言語が英語で、日本語のデータを掲載する場合、日本語の読み書きに馴染みがない者にとっても理解可能なように発音と意味の両方を表記すること。表記の仕方については、準拠元を示し文書内の統一をはかること。

(体裁)

第6条 原稿執筆は指定のテンプレートを使用する。テンプレートを逸脱している場合は、委員会の判断で原稿を受理をしない場合がある。

(著作物の引用)

第7条 他の文献等より図・表などを転載する際には、掲載前に著作権者の了解を得ておくこと。その際には出典(著者名、書名・論文名、雑誌名、発行年、ページ、発行所・発行地)を引用箇所に示すこと。

(所属機関倫理委員会承認について)

第8条 投稿論文における実験・調査等は、所属機関の倫理委員会の承認を得、本文中または表題ページ脚注にその旨を表記すること。ただし、投稿段階で本文中に記載する場合は、正式名称等は伏せて記載する。
例：「本研究は〇〇大学の倫理委員会の承認を得て実施された (No.〇〇〇)」
承認を得ていない場合は、投稿時の申込書類にあるチェックシートに承認を受けていない理由をできるだけ詳細に記入し提出する。

(注記)

(原稿の構成)

第 9 条 原稿の構成は次に掲げる通りとする。

	日本語	英語
表題ページ (別ファイルで保存すること)	1. 種類[例：原著論文、実践報告、等] 論文題名 (日本語) 論文題名 (英語) 著者名 (日本語) 著者名 (英語) 2. 日本語要旨 (400-600 字) キーワード (5 語程度) 英語要旨 (100-120 語) キーワード (5 語程度) 3. 筆頭著者連絡先 (脚注) (謝辞) [任意：脚注]	1. 種類[例：原著論文、実践報告、等] 論文題名 (英語) 著者名 (英語) 2. 英語要旨 (100-120 語) キーワード (5 語程度) 3. 連絡先 (脚注) (謝辞) [任意：脚注]
本文 (査読対象)	1. 論文題名 2. 本文 3. 引用文献一覧 4. 付録 (図・表など)	1. 論文題名 2. 本文 3. 引用文献一覧 4. 付録 (図・表など)
全篇を通じてページ番号を付すこと		

(図表・写真)

第 10 条 図表や写真が含まれる場合、別途鮮明な原稿の提出を求める場合がある。

(脚注)

第 11 条 本文中の脚注は、通し番号を付け、全てページ脚注とする。

(文献一覧)

第 12 条 論文末尾の文献一覧には、本文中で直接・間接引用または出典引証された文献 (すなわち引用文献) のみを含めること。論文作成に際し参照したが文中で引用のない文献 (すなわち参考文献) は文献一覧に含めない。

(利益相反に関する情報開示)

第 13 条 研究に利益相反をもたらす可能性のあるすべての利害関係 (研究助成金等の資金提供や雇用関係) について本文の末尾で開示すること。

例. 利益相反がない場合

「本研究に関して、開示すべき利益相反関連事項はない。」

「The author has no financial conflicts of interest to disclose concerning the study.」

例. 開示すべき情報がある場合

「本研究は○○ (企業・団体名など) より助成を受けた。」

「This study was funded by xxx」

(校正)

第 14 条 執筆者による校正は、原則として初校のみとする。レイアウトした状態の校正紙を作成するので、修正がある場合は、その校正紙に赤字で記入し、修正指示をすること。その際の修正範囲 (加筆・訂正) は植字上の誤りによるもののみとし、内容に関する加筆・修正は認めない。再校の確認はできるが、さらに追加で修正がある場合は責了とする。再校以降、修正が必要であると学会誌編集委員会が判断した場合は、修正を行うことがある。その場合の修正内容は、編集委員会に一任する。

(規程の改廃)

第 15 条 この要領の改廃については、学会誌編集委員会の議を経て、委員長が原案を作成し理事会で審議するものとする。

- 附則 1 この規程は、2003 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 2 この規程は、2005 年 6 月 26 日から施行する。
- 附則 3 この規程は、2007 年 6 月 17 日から施行する。
- 附則 4 この規程は、2008 年 3 月 16 日から施行する。
- 附則 5 この規程は、2009 年 3 月 14 日から施行する。
- 附則 6 この規程は、2011 年 11 月 20 日から施行する。
- 附則 7 この規程は、2012 年 12 月 8 日から施行する。
- 附則 8 この規程は、2013 年 12 月 21 日から施行する。
- 附則 9 この規程は、2014 年 12 月 20 日から施行する。
- 附則 10 この規程は、2015 年 12 月 19 日から施行する。
- 附則 11 この規程は、2017 年 12 月 17 日から施行する。
- 附則 12 この規程は、2018 年 7 月 28 日から施行する。
- 附則 13 この規程は、2019 年 11 月 17 日から施行する。
- 附則 14 この規程は、2021 年 5 月 15 日から施行する。
- 附則 15 この規程は、2024 年 3 月 23 日から施行する。